

真夏の暑い日、包装資材展に招かれて見学に行きました。そこで思いがけず、「容器包装リサイクル法」について説明を聞く機会に恵まれましたので要旨だけ紹介してご参考に供したいと思ひます。

来年4月から施行される予定で、既存の「廃棄物処理法」と「リサイクル促進法」との橋渡し役となる、ブリッジ法である由、この法律の特徴はリサイクル費用の一部負担を特定事業者（生産者・販売者など）に義務づけることにあり、中期的に再商品化率（リサイクル率）が目標として、設定されることが義務づけられるということです。

今迄は、包装容器の処理はすべて自治体が市民の協力を得て、責任をもつて処理するという建前でありましたが、来年4月からは新たに当該容器の製造事業者、或は流通に従事する事業者などがリサイクル費用負担義務者として登場することになるわけで、画期的といえる法律の施行であります。ゴミ処理先進国のドイツでは既に実施済であり、実施直後には容器の量が1,230万トンから1,100万トン台に減少したといわれています。

新たに費用負担を義務づけられる事業者としては費用の支出を最小限に抑えるために、容器包装の簡素化や減量化に努力すると共に、抜本的にシステムを変えて包装そのものを無くすることはできないかという検討が行われていると聞きます。該当事業にとっては、一寸した変革、混乱の時を迎えることになりそうです。

更にこの「リサイクル法」に続いて一年後には家電製品のリサイクル法が用意されている由で、家電業界では既に対策を検討中といわれています。テレビ、冷蔵庫などの耐久消費材が対象ですが、10年乃至15年位で買い替えるものですから、取り替えた古い商品のリサイクルについてメーカーが責任を持つということになるらしく、それならばいつそのことユーザー一人一人に売る必要はない、リースでも何でもよいから、わざわざ所有権を移転する必要もない、つまり売らないシステムの検討を始めていると聞きます。そうすると今迄の販売制度そのものが大幅に変革されるのではと思われまふ。

この法律の施行によっておそまき乍ら、ゴミ大国日本もドイツを見習って、少しでもゴミ減量、資源リサイクルの方向に一歩前進すれば良いと思ひます。

さて、このほか、ご高承の如く、ゴミ大国日本の課題は限りなくあります。ゴミの発生量は年間四億トン、この減量は焦眉の急ですが当面ゴミの処分場をどう確保するのか、世界のゴミ焼却炉の七割以上を保有する焼却大国日本、焼却に伴って発生する猛毒ダイオキシン対策、更に地球規模の問題として二酸化炭素の排出と地球温暖化の問題、フロンによるオゾン層破壊問題、更に又人体健康被害の問題として最近注目されつつある、内分泌攪乱物質、いわゆる環境ホルモンの問題等々、ハートの会のとり上げるべき問題は数限りなくあります。

幸いにして当会には学者先生をはじめ、各界の専門家の方々が多数参加しておられますので私としては大変心強く感じております。これからも大いに啓発して戴ければ幸甚と思ひています。

特に前回発行の機関紙で報告された渡部理事と神奈川県当局のやりとりを拝見して、大変結構なことだと、敬意を表したいと思ひます。ワーキング・グループなどで専門的に検討し、まとまった結論は、出来るだけ一般社会の人々に幅広く紹介し、積極的に提言してゆくことは、ハートの会の存在意義を益々高からしめるばかりでなく、世の為、人の為にもなり、ハートの会が益々活性化することになるだろうと思ひます。その意味で今回の渡部理事の活動を大いに評価する次第です。

（昭和高分子（株）相談役・前社長）